

タクシーチケットの取扱い事業者の公募について

【公募要領】

1. 公募の目的

市立宇和島病院（以下「当院」という。）において、緊急呼出時及び深夜業務等における職員の安全かつ安定した輸送確保を図るために、タクシーの利用料金後払いチケット（以下「タクシーチケット」という。）が使用可能で、かつ応募資格要件をすべて満たしている事業者を公募するもの。

2. 応募資格要件

以下に掲げる条件をすべて満たしていること。

- ①宇和島市内に事業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた法人タクシー事業者であること。
- ②タクシーチケットが使用できること。
また、当院からタクシーチケットの請求があった際、必要な数量を請求日を含む3営業日以内に納入可能なこと。
- ③宇和島市税を完納していること。
- ④利用料金以外に事務手数料がかからないこと。
- ⑤タクシーチケットはタクシー事業者の負担において作成すること。

3. 業務内容

- ①タクシー事業者により作成・発行されたタクシーチケットを所持する職員（以下「利用者」という。）が配車を申し込んだ際は、指定した台数、時間及び場所にタクシーを配車すること。
- ②タクシーを使用し下車する際、利用者がタクシーチケットに日時、氏名、乗車区間、利用料金を正確に記入し、タクシー事業者の乗務員に手渡す方法によりタクシーを利用させること。
- ③上記②においてタクシーチケットに記入する利用料金は、車両に備付の料金メーターに表示された金額を記入させること。
- ④タクシー事業者は、利用者が使用したタクシーチケットの利用枚数を月の末日で締め切り、タクシーチケットに記載された金額を集計し、タクシーチケット及び請求明細書（利用日時、利用者氏名、利用乗車区間、利用料金が記載されたもの）を添付して、翌月10日（土日祝日の場合は翌営業日）までに当院の指定する部署に請求書を提出すること（郵送可）。
- ⑤その他、本公募要領に記載されていない事項については、当院とタクシー事業者間の協議により決定する。

4. 手続等

参加希望者は、指定の提出書類を全て提出すること。

(1) 参加申込書及び公募要領の交付場所及び交付期間

① 交付場所

〒798-8510

宇和島市御殿町1番1号

市立宇和島病院 総務管理課 総務係 担当：城戸・三瀬

電話 (0895) 25-1111 内線 21044・21062

※参加申込書等の書類は、市立宇和島病院ホームページ上でもダウンロード可能

<http://www.uwajima-mh.jp/> (当院HPアドレス)

② 交付期間

令和6年2月19日(月)～3月11日(月)まで

※窓口交付は、上記期間内の土日祝日を除く8時30分から17時15分

(2) 参加申込書の提出先など

① 提出先 : 上記交付場所に同じ

② 提出方法 : 持参又は郵送

③ 提出期限 : 令和6年3月11日(月)17時15分

(郵送の場合は上記期限までに必着のこと)

④ 提出書類 : 参加申込書【様式1】

(各1部) 会社概要【様式2】

応募資格要件を満たすことを証する以下の書類

許可書の写し	一般乗用旅客自動車運送事業の許可
市税の納税証明書	市県民税(特別徴収)、法人市民税(直近事業年度分)、固定資産税、軽自動車税
法人の登記簿謄本	法務局発行
法人の印鑑登録証明書	法務局発行

5. 決定方法

公募要領を基に、参加申込書その他提出書類を確認のうえ決定する。

決定後は、当院から決定通知書を送付し、必要に応じて随時タクシーチケットの納付を依頼する。

ただし、タクシー事業者の選択は、利便性等の諸条件により利用者の判断に委ねることから定期的、継続的な使用を確約するものではない。

6. チケット利用期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

【お問い合わせ先】

宇和島市御殿町1番1号

市立宇和島病院 総務管理課総務係

電話：(0895) 25-1111

担当：城戸・三瀬 (内線 21044・21062)